

毎週火・金曜日発行

# 鳥根縣報

第一、四一四号

(金曜日)

規  
則

目次

島根県物産販売あつ旋所あつ旋規則及び島根県物産販売あつ旋所の特別使用に関する規則を廃止する規則

(しまねブランド推進室)

使用の方法に関する基準の廃止

## 土地改良区の役員の就任及び退任

## 換地計画書の縦覧

大規模小売店舗立地法第八条第七項の規定に基づく変

## 更の届出

道路の区域の変更

公  
肯

# 特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の継 覧

平成十四年度島根県新林業機械作業システム技術者の

認定

特定調達公生目

島根県知事 澄田信義

**島根県規則第九十四号**

島根県物産販売あつ、旋所あつ、旋規則及び島根県物産販売あつ、旋所の特別使用に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 島根県物産販売あつ、旋所あつ、旋規則（昭和二十六年島根県規則第二十七号）
- 二 島根県物産販売あつ、旋所の特別使用に関する規則（昭和二十九年島根県規則第七十五号）

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示****島根県告示第九百二十号**

湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設の構造及び使用の方法に関する基準（平成一年島根県告示第五百三十七号）は廃止し、平成十五年一月一日から施行する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄田信義

**島根県告示第九百二十二号**  
島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十年島根県条例第二十一号）第十三条第一項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第二十六条の規定により告示する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄田信義

**島根県告示第九百二十一号**

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十年島根県条例第二十一号）第六条第一項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第二十六条の規定により告示する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄田信義

指定番号	種類	題名	配給会社名	指定の理由
一〇四一〇	映画	一〇四〇九	映画	人妻出会い系サイト夫の知ら ない妻の性癖
一一〇四一〇	映画	一一〇四〇八	映画	メンズ・サークル
一一〇四一〇	映画	一一〇四一〇	映画	新東宝映画
一一〇四一〇	映画	一一〇四一〇	映画	オーピー映画

青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

指定番号	種類	名称	出版社名	指定の理由
一五八五九	雑誌	スープー写真塾 十一月号	(株)コアマガジン	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一五八六〇	雑誌	URECCO gal 十一月号	(株)ミリオン出版	
一五八六一	雑誌	COMIC バズーカピーナ	(株)辰巳出版	
一五八六二	雑誌	COMIC BOY 十一月号	(株)日本出版社	
一五八六三	雑誌	ヤングビンタ 十月号	(株)バウハウス	

一〇四一四	映画	一〇四二三	映画	一〇四二二	映画	一〇四二一	映画	一〇四一九	映画	一〇四一〇	映画	一〇四一八	映画	一〇四一七	映画	一〇四一六	映画	一〇四一五	映画	一〇四一四	映画	一〇四一二	映画	一〇四一三	映画	一〇四一一	映画
り 三十路色情飼育ーし・た・た・ 義母の秘密 息子愛撫	新日本映像	新日本映像	新東宝映画	オーピーム画	新日本映像	新日本映像	新日本映像ニユース 超・淫乱女の私性活	夢野まりあ 超・淫乱女の私性活	新日本映像ニユース 超・淫乱女(夢野まり)	不倫妻 愛されたい想い	新日本映像	ジヤンダラ	新日本映像	新日本映像ニユース さないで	美人スチュワーデス 制服を汚	淫乱病棟 巨乳で看護	年上の女(ひと) 博多美人の恥	じらい	異形の恋	韓国人妻たち 激しく、淫ら	新日本映像ニユース 妻たち 激しく、淫らに	韓国人妻たち 激しく、淫ら	新日本映像	新日本映像	新日本映像	新日本映像	新日本映像

するおそれがある。

今岡	西尾	理弘	出雲市小山町一六〇番地三八	島根県知事	澄田	信義	一〇四二八	映画	新日本映像ニユース 三十路色情飼育ーし・た・た・りー	新日本映像	新東宝映画	ロスト・バージン やみつき援 助交際
壽夫	木次	誠	出雲市武志町三五二番地五				一〇四二七	映画	新日本映像ニユース 密息子愛撫	新日本映像	新日本映像	オーピーム画
馬庭	野津	邦男	出雲市東神西町四〇八番地				一〇四二六	映画	恋する男たち			
馬庭	吉田	武夫	出雲市稗原町一一四七番地七				一〇四二五	映画				
馬庭	竹下	正巳	出雲市中野町一〇四番地									
武由	勝部	幸夫	出雲市古志町一五六〇番地一									
			出雲市江田町一〇四番地一									
			出雲市乙立町四三八番地									

島根県告示第九百二十三号  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。  
平成十四年十月二十五日

出雲市土地改良区  
一 就任した役員の氏名及び住所

理事

西尾 理弘	出雲市小山町一六〇番地三八
木次 誠	出雲市武志町三五二番地五
野津 邦男	出雲市東神西町四〇八番地
吉田 武夫	出雲市稗原町一一四七番地七
竹下 正巳	出雲市中野町一〇四番地

奥井 豊	出雲市所原町一四一六番地
安達 高治	出雲市下横町一二八番地
米原 稔	出雲市浜町一七六二番地
岸 岸	出雲市上塩治町一五六二番地
鎌田 重吉	出雲市今市町四一四番地
新宮 文夫	出雲市東林木町一四三七番地
山田 員人	出雲市上島町三〇二九番地
北村 肇	出雲市渡橋町一三三二番地
矢野 利治	出雲市知井宮町一六一三番地
神谷 洪三	出雲市大津町三八九番地
川上 廣盛	出雲市荒茅町三七一番地
監事	
鐘推 明信	出雲市大津町一五七九番地
三谷 時雄	出雲市古志町二一一番地
岡田 政男	出雲市下古志町一〇一三番地
就任年月日	
平成十四年十月四日	
三 退任した役員の氏名及び住所	
理事	
西尾 理弘	出雲市小山町二六〇番地三八
山田 仁吉	出雲市姫原町二八五番地
野津 邦男	出雲市東神西町四〇八番地
鐘推 明信	出雲市大津町一五七九番地
竹下 正巳	出雲市中野町一〇四番地
新宮 幸男	出雲市東林木町七三一番地
馬庭 武由	出雲市江田町一〇四番地
米原 慎	出雲市浜町一七六二番地
安達 高治	出雲市下横町一二八番地

## 島根県告示第九百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行を認可した。

平成十四年十月二十五日

事業主体名	事業名	島根県知事 澄田信義
八束郡八雲村土地改良区	仁井屋地区農道事業（がんばる島根農林総合事業・小規模土地基盤整備事業）	平成十四年十月十六日

## 島根県告示第九百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、松江市土地改良区理事長からソリ田地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第

一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄田信義

- 一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 二 縦覧の期間  
平成十四年十月二十五日から二十一日間
- 三 縦覧の場所  
松江市役所

#### 島根県告示第九百二十六号

次の森林を保全林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄田信義

- (一) 保安林予定森林の所在場所  
能義郡広瀬町下山佐一〇〇五、一〇〇七から一〇一二まで、一〇一二の一、一〇一八から一〇一八まで、三一七一から三一七八まで、三一八〇から三一八四まで、三一八六の一、三一八六の二、三一八七から三一八九まで、三一八九統一から三一八九統八まで、三一九〇から三一九七まで、三一九九から三三二〇四まで、三三二〇五の一、三二〇五の二、三三〇六、三三二〇七の一、三三二〇七の一、三三二〇八、三三二〇九の一から三三二〇九の三まで、三三一〇から三三一一まで
- (二) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

五九三五の六、五九三五の九、六一四〇、六一四一の三、六一四二の一、六一四二の二

#### (一) 指定の目的

- 水源のかん養
- 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

立木は、当該立木の所在する市町村に係る

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄田信義

#### 島根県告示第九百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定に基づき述べた意見（平成十三年島根県告示第二百三十八号）を踏まえ、同条第七項の届出があつたので、同条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年十月二十五日

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度・期間及び樹種 次のとおりとする。

#### (一) 保安林予定森林の所在場所

能義郡広瀬町下山佐一〇〇五、一〇〇七から一〇一二まで、一〇一二の一、一〇一八から一〇一八まで、三一七一から三一七八まで、三一八〇から三一八四まで、三一八六の一、三一八六の二、三一八七から三一八九まで、三一八九統一から三一八九統八まで、三一九〇から三一九七まで、三一九九から三三二〇四まで、三三二〇五の一、三二〇五の二、三三〇六、三三二〇七の一、三三二〇七の一、三三二〇八、三三二〇九の一から三三二〇九の三まで、三三一〇から三三一一まで

島根県知事 澄田信義

## 島根県報

- 一大規模小売店舗の名称及び所在地  
生鮮食品おだ出雲店 島根県出雲市矢野町八六四一  
二届出の概要  
来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前九時三十分から午後十時三十分  
(変更後) 午前九時三十分から午後八時三十分

## 三 縦覧場所

出雲市商工振興課（出雲市今市町一〇九番地二）

## 四 縦覧期間

告示の日から四月間

## 島根県告示第九百二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄田信義

- 一起業者の名称  
東出雲町
- 二 事業の種類  
東出雲町学校給食センター建設及び広場整備事業
- 三 起業地  
イ 収用の部分  
島根県八束郡東出雲町大字内馬字三反田及び字壱丁田地内  
ロ 使用の部分  
なし
- 四 事業の認定をした理由  
(1) 土地収用法第二十条第一号への適合性について  
東出雲町学校給食センター建設及び広場整備事業（以下「本件事業」という。）は、

土地収用法（以下「法」という。）第三条第二十一号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎等」及び法第三条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園等」に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。  
また、同号の要件に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第五条の規定に基づき定められた審査基準（以下「手続法審査基準」という。）である「事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること」という要件を充足するものと判断される。

## (2) 土地収用法第二十条第二号への適合性について

本件事業の起業者である東出雲町は、一般会計により既に財源措置を講じているので、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「起業者が当該事業を施行する十分な意思と能力を有する者であること」という要件を充足するものと判断される。

## (3) 土地収用法第二十条第三号への適合性について

① 本件事業の施行により得られる利益は、給食センター建設による安全かつ衛生的な学校給食の供給の実現及び学校教育環境の充実、広場整備による地域住民の住環境の向上並びに両者を隣接させることによる給食センターの施設環境の保全等である。

- ② 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定に当たり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していること等から、軽微なものであると考えられる。
- ③ また、本件事業に係る起業地は、給食センターの施設規模及び広場の利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。
- ④ ①で述べた得られる利益と②で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められることから、法第二十条第三号の要件に係る手続法審査基準である「当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること」という要件を充足するものと判断される。
- さらに、③で述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定

県道		一般国道	道路の種類			道路の間隔	区間	敷地の幅員	延長	管轄する土木建築事務所の名称	備考
松江木次線		二百六十一号	路線名	区	変更前						
大原郡大東町大字薦沢九五八番一三地先から同大字九六八番五地先まで	大原郡大東町大字薦沢三三五番一地先から同大字九六八番二地先まで	邑智郡石見町大字井原三六一二番五一地先から同大字三六一二番二地先まで	前	後	前	後の別前	敷地の幅員	延長	管轄する土木建築事務所の名称	備考	
一三・ 五五・ 〇〇・ 〇〇	一五・ 八〇・ 〇〇・ 〇〇	一五・ 六二・ 〇〇	二七・ 五六・ 〇〇	九・〇〇・ 一三・ 〇〇	メートル	メートル	八五・〇〇	八五・ 〇〇	川本土木建築事務所	拡幅	
六一・ 〇〇	三九八・ 〇〇	三九八・ 〇〇	八五・ 〇〇	八五・ 〇〇	メートル	メートル	八五・ 〇〇	八五・ 〇〇	川本土木建築事務所	道路改良工事	
"	" "										

## (4)

土地收回法第二十条第四号への適合性について  
本件事業は、老朽化した現在の給食センターでは増加傾向にある児童・生徒への安全かつ衛生的な給食の供給が困難になりつつあり、維持管理費増大の要因ともなっていること、生活に密着した広場・公園の不足は周辺住民にとって多大なる不便をもたらしていること等から早急に実施されるべき事業であり、土地を收回し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「事業が公益性を有すること」という要件を充足するものと判断される。

## (5)

## 結論

既述のとおり、本件事業は法第二十条各号の要件及び手続法審査基準の各要件を充

されていると認められることから、同号の要件に係る手続法審査基準である「收回し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること」という要件も充足するものと判断される。

足するものと判断される。  
よって、本件事業について、法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするもので

五 土地收回法第一十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
東出雲町役場

## 島根県告示第九百二十九号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄田信義

"	"	"	"	
仁摩瑞穂線	大田桜江線	頓原八神線	瑞穂赤来線	
邑智郡川本町大字多田四六番一地先から同大字 二七八六番一二地先まで	邑智郡川本町大字田窪四九〇番一地先から同地 番先まで	飯石郡頓原町大字佐見八七番一地先から同町大 字長谷二番一地先まで	飯石郡赤来町大字下赤名一四八七番一地先から同大字 五四三番八地先まで	大原郡大東町大字薦沢五六番三地先から同町大 字須賀三五番四地先まで
後	前	後	前	後
七・ 三〇・ 〇〇	七・ 一五・ 〇〇	四・ 八・ 〇〇	三・ 四・ 〇〇	後 B
一六四・ 〇〇	一六四・ 〇〇	五四・ 〇〇	五四・ 〇〇	前 B
				A
				後
				前
				後
				前
				後
				前
				後
				四四・ 一〇・ 二一・ 〇〇
				一、 四九三・ 〇〇
				六一・ 〇〇
				一〇・ 二五・ 〇〇
				一五・ 一五・ 〇〇
				一〇・ 一六・ 〇〇
				一、 四九三・ 〇〇
				六一・ 〇〇
川本土木建築事務所		本次土木建築事務所		
" "	拡幅	"	上記のA及びBは 係図面に表示する 地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 一部町道移管 一部不用物件	" "
" "	"	" "	" "	" "

## 島根県報

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄田信義

## 一 申請のあつた年月日

平成十四年十月十五日

## 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 川と湖いきこも神西

## 三 代表者の氏名

糸賀忠夫

## 四 主たる事務所の所在地

島根県出雲市神西沖町一六八七番地一

## 五 定款に記載された目的

この法人は、川と湖を有する神西地域において、その自然環境の維持・保全、環境の美化、あるいは水質浄化等に関する支援事業を行い、人々のふれあいの場を創出し、活力ある地域形成に寄与することを目的とする。

## 六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、初年度及び翌年度の事業計画書並びに初年度及び翌年度の収支予算書

## 七 縦覧期間

申請書を受理した日から1月間

## 八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

平成十四年度島根県新林業機械作業システム技術者として認定した者は、次のとおりである。

平成十四年十月二十五日

認定した者

田中 幸臣	熊谷 裕治	稗田 和行	瀧村 治久	半場 幸伸
上田 勇治	牧田 康一			

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定に基づき、公告する。

平成14年10月25日

島根県教育委員会教育長 広沢卓嗣

## 1 調達内容

## (1) 購入等件名及び数量

松江商業高等学校電子計算組織一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成15年3月20日（木）

## (4) 納入場所

松江市浜乃木8-1-1

島根県立松江商業高等学校

## (5) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。  
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て

た額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者である。

るか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）

(4) 入札書の受領期日等  
日時：平成14年12月16日（月）午後1時30分  
場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室  
(ただし、郵便による入札にあっては、入札の前日の午後5時必着。)  
開札の日時及び場所

- (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」に登録し、A等級に格付けされた者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(5) 島根県税を滞納していない者であること。

(6) システム・ソフトウェア等の店舗・取扱い・販売・修理等の業務を行っている者でないこと。

(4) 入札書の受領期限等

日時：平成14年12月16日（月）午後1時30分

場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室  
(ただし、郵便による入札にあっては、入札の前日の午後5時必着。)

(5) 開札の日時及び場所

日時：平成14年12月16日（月）午後1時30分から

場所：島根県松江市殿町1番地

島根県庁分庁舎2階 教育委員室

その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(5) 島根県税を滞納していない者であること。

(6) システム、ソフトウェア等の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できる者であること。

(7) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

県

島

- (2) 島根県松江市殿町1番地  
島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課（電話0852-22-6602）  
入札説明書の交付場所及び交付方法  
平成14年10月25日から平成14年11月1日までの間、上記(1)の場所において交付する  
ほか、入札説明会の際に交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所  
日時：平成14年11月1日（金）午後1時30分から  
場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## 島根県

(11) 平成14年10月25日

(7) 再度入札 再度入札は、2回まで行うものとする。	矢上高等学校電子計算組織一式
(8) 契約書作成の有無 要する。	(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
(9) その他詳細 入札説明書による。	(3) 納入期限 平成15年3月20日（木）
	(4) 納入場所 邑智郡石見町矢上3921 島根県立矢上高等学校
Summary	
(1) Nature and quantity of the services to be required	
① Details : A complete set of computer systems	
② Desired Date of Delivery : 20 March 2003	
③ Place of Delivery : Shimane Prefectural Matsue Shougyou High School 8-1-1 Hamanogi, Matsue-shi, Shimane-ken	
(2) Please tender all information to :	
C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture	
1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Tel 0852-22-6602	
(3) Deadline for Tender :	
1:30 p.m 16 December 2002 (Applications by mail must arrive at the Office above by 5:00 p.m 13 December 2002)	
2 入札参加者の資格	
(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。	
(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」に登録し、A等級に格付けされた者であること。	
(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。	
次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定に基づき、公告する。 平成14年10月25日	
1 調達内容	
(1) 購入等件名及び数量	
(7) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。	

## 県 様

- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
- 〒690-8502
- 島根県松江市殿町1番地  
島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課（電話0852-22-6602）
- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法
- 平成14年10月25日から平成14年11月1日までの間、上記(1)の場所において交付するほか、入札説明会の際に交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
- 日時：平成14年11月1日（金）午後1時30分から  
場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室
- (4) 入札書の受領期限等
- 日時：平成14年12月16日（月）午後2時  
場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室  
(ただし、郵便による入札にあっては、入札の前日の午後5時必着。)
- (5) 開札の日時及び場所
- 日時：平成14年12月16日（月）午後2時から  
場所：島根県松江市殿町1番地  
島根県庁分庁舎2階 教育委員室
- 4 その他
- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
- 入札保証金は、島根県会計規則第61条の2第1項第3号の規定により免除する。
- (3) 契約保証金  
契約保証金は、島根県会計規則第69条の2第1項第7号の規定により免除する。
- (4) 入札書に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付

して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日までの間において、入札担当者から当該書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者は、無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

## (8) 契約書作成の要否

要する。

## (9) その他詳細

入札説明書による。

## Summary

## (1) Nature and quantity of the services to be required

① Details : A complete set of computer systems

② Desired Date of Delivery : 20 March 2003

③ Place of Delivery : Shimane Prefectural Yakami High School 3921 Yakami,  
Iwami-chou, Ochi-gun, Shimane-ken

## (2) Please tender all information to :

C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of  
Shimane Prefecture  
1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Tel 0852-22-6602

## (3) Deadline for Tender :

<p>2:00 p.m 16 December 2002 (Applications by mail must arrive at the Office above by 5:00 p.m 13 December 2002)</p> <hr/> <p>次とのおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成14年10月25日</p> <p>島根県教育委員会教育長 広沢 隆嗣</p> <p>1 調達内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 購入等件名及び数量</li> <li>(2) 調達案件の仕様等</li> </ol> <p>入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限</p> <p>平成15年3月20日（木）</p> <p>(4) 納入場所</p> <p>益田市高津3-21-1</p> <p>島根県立益田産業高等学校</p> <p>(5) 入札方法</p> <p>予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。</p> <p>なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。</p> <p>2 入札参加者の資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</li> </ol>	<p>(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」に登録し、A等級に格付けされた者であること。</p> <p>(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。</p> <p>(4) 営業に限り、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。</p> <p>(5) 島根県税を滞納していない者であること。</p> <p>(6) システム、ソフトウェア等の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できる者であること。</p> <p>(7) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</li> </ol> <p>〒690-8502</p> <p>島根県松江市殿町1番地</p> <p>島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課（電話0852-22-6602）</p> <p>(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法</p> <p>平成14年10月25日から平成14年11月1日までの間、上記(1)の場所において交付するほか、入札説明会の際に交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所</p> <p>日時：平成14年11月1日（金）午後1時30分から</p> <p>場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室</p> <p>(4) 入札書の受領期限等</p> <p>日時：平成14年12月16日（月）午後2時30分</p> <p>場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室</p> <p>（ただし、郵便による入札にあっては、入札の前日の午後5時必着。）</p> <p>(5) 開札の日時及び場所</p>
--	---

<p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金 入札保証金は、島根県会計規則第61条の2第1項第3号の規定により免除する。</p> <p>(3) 契約保証金 契約保証金は、島根県会計規則第69条の2第1項第7号の規定により免除する。</p> <p>(4) 入札書に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。</p> <p>(6) 落札者の決定方法 この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(7) 再度入札 再度入札は、2回まで行うものとする。</p> <p>(8) 契約書作成の要否 要する。</p> <p>(9) その他詳細</p>	<p>日時：平成14年12月16日（月）午後2時30分から</p> <p>場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金 入札保証金は、島根県会計規則第61条の2第1項第3号の規定により免除する。</p> <p>(3) 契約保証金 契約保証金は、島根県会計規則第69条の2第1項第7号の規定により免除する。</p> <p>(4) 入札書に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。</p> <p>(6) 落札者の決定方法 この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(7) 再度入札 再度入札は、2回まで行うものとする。</p> <p>(8) 契約書作成の要否 要する。</p> <p>(9) その他詳細</p>
--	---

Summary	
(1) Nature and quantity of the services to be required	入札説明書による。
① Details : A complete set of computer systems	Shimane Prefecture
② Desired Date of Delivery : 20 March 2003	C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture
③ Place of Delivery : Shimane Prefectural Masuda Sangyou High School 3-21-1 Takatsu, Masuda-shi, Shimane-ken	Please tender all information to :
1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Tel 0852-22-6602	1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Tel 0852-22-6602
(3) Deadline for Tender :	2:30 p.m 16 December 2002
(4) Applications by mail must arrive at the Office above by 5:00 p.m 13 December 2002	(Applications by mail must arrive at the Office above by 5:00 p.m 13 December 2002)
1 調達内容	
(1) 購入等件名及び数量	次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第6条の規定に基づき、公告する。
(2) 調達案件の仕様等	平成14年10月25日
(3) 納入期限	島根県教育委員会教育長 広沢 卓嗣
2 調達条件	
(1) 浜田商業高等学校電子計算組織一式	島根県教育委員会教育長 広沢 卓嗣
(2) 調達案件の仕様等	島根県教育委員会教育長 広沢 卓嗣
(3) 納入期限	平成15年3月20日（木）

島根県松江市殿町1番地

<p>(4) 納入場所 島根県立浜田商業高等学校</p> <p>(5) 入札方法</p> <p>予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。 なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。</p>	<p>島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課（電話0852-22-6602）</p> <p>(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法 平成14年10月25日から平成14年11月1日までの間、上記(1)の場所において交付するほか、入札説明会の際に交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所 日時：平成14年11月1日（金）午後1時30分から 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室</p> <p>(4) 入札書の受領期限等 日時：平成14年12月16日（月）午後3時 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室 (ただし、郵便による入札にあっては、入札の前日の午後5時必着。)</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 日時：平成14年12月16日（月）午後3時から 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室</p>
<p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」に登録し、A等級に格付けされた者であること。</p> <p>(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。</p> <p>(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。</p> <p>(5) 島根県税を滞納していない者であること。</p> <p>(6) システム、ソフトウェア等の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できる者であること。</p> <p>(7) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金 入札保証金は、島根県会計規則第61条の2第1項第3号の規定により免除する。</p> <p>(3) 契約保証金 契約保証金は、島根県会計規則第69条の2第1項第7号の規定により免除する。</p> <p>(4) 入札書に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義</p>
<p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>〒690-8502 島根県松江市殿町1番地</p>	

務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他詳細

入札説明書による。

Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required

① Details : A complete set of computer systems

② Desired Date of Delivery : 20 March 2003

③ Place of Delivery : Shimane Prefectural Hamada Shougyou High School  
675 Atsuta-chou, Hamada-shi, Shimane-ken

(2) Please tender all information to :

C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of  
Shimane Prefecture  
1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Tel 0852-22-6602

(3) Deadline for Tender :

3:00 p.m 16 December 2002

(Applications by mail must arrive at the Office above by 5:00 p.m 13  
December 2002)

平成十四年十月十五日印刷 松江市殿町島根県庁  
平成十四年十月十五日発行 (送料共)

発行所 松江市殿町島根県庁  
印刷 松江市学園南松陽印刷所  
正

平成十四年十月十五日印刷 松江市殿町島根県庁  
平成十四年十月十五日発行 (送料共)

正  
正

平成十四年十月十五日印刷 松江市殿町島根県庁  
平成十四年十月十五日発行 (送料共)

正  
正